

分岐工事について

平素は、本市水道事業にご協力ご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在給水装置工事請負契約（以下、契約と言う。）を希望される長岡京市指定給水装置工事事業者（以下、事業者と言う。）については従前より契約方法について説明を行ってきましたが、毎年この件について各事業者から問い合わせがあります。つきましてはこの契約方法について市のホームページで公開を行う事としました。

新規又は継続して契約を希望される事業者は、その情報を確認していただきますようお願いいたします。

◎ 新規契約の際に必要な要件

1. 長岡京市契約課に入札参加資格書類を提出された時に受理された受付書の写し

（財）給水工事技術振興財団等の分岐穿孔・配管講習会等の修了者証の写し

（複数名分及びその資格者との雇用関係を示す書類《社会保険等の写し・本人を証明する写真付公的書類の写し》）

2. 耐震継手講習修了者証の写し

（複数名分及びその資格者との雇用関係を示す書類《社会保険等の写し・本人を証明する写真付公的書類の写し》）尚資格者については上記資格者と重複可能です。

3. 上記1・2を併せた一覧表（見本記載の一覧表）

4. 上下水道部指定のサドル付分水栓が穿孔できる穿孔機・同防錆密着コア挿入機・不断水による分水取替装置の写真

※ 現在使用中の穿孔機のキリ等との適合性は、製造会社等へ直接御確認ください。

※ 給水装置工事請負契約締結後に施工が可能となる工事

- 当該事業者が申請された給水分岐工事（上下水道部が契約内価格にて工事費を支払い）
- 当該事業者が申請された給水撤去工事（上下水道部が契約内価格にて工事費を支払い）
- 当該事業者が申請された共有管布設工事（民々契約）
- 当該事業者が申請された共有管撤去工事（民々契約）
- 当該事業者が申請された敷地内メータ上流部の給水装置移設工事（※上下水道部が認めるもの 民々契約）

※ 新規分岐工事契約希望の事業者については平成30年度内に契約課に届け出をされた旨を給水係担当まで連絡願います。連絡を受けた上で上下水道部で来年の3月中に上記書類の受け付けを行います。

※ 上記期間に入札参加の申し込みをされた場合、新規契約は平成31年4月1日からとなります。

但し、当初届け出の有資格者変更（解任・追加等）の届け出、及び届け出有資格者であってもその資格更新がなされていない事業者については契約更新が出来ません。

前回契約時に提出していただいた講習資格の有効期限等は必ずご確認ください。

※ 入札参加の申込期間については市のホームページ等でお知らせを行います。各事業者でご確認願います。

見本

給水装置工事配管技能者認定証 (財)給水工事技術振興財団 発行						給水装置工事配管技能者講習会修了者証 (財)給水工事技術振興財団理事長 発行				配水管技能者登録証 (社)日本水道協会 発行			
業者名	No	氏名	認定番号	交付年月日	更新期日	氏名	修了証書	交付年月日	更新期日	氏名	登録番号	登録日	有効期限
〇〇設備	123456	〇〇太郎	123456	HO.12.31	H ●.12.31	〇〇太郎	123456	HO.12.31	H●.12.31	〇〇太郎	123456	HO.12.31	H●.12.31
〇〇設備	234567	〇〇次郎	234567	HO.12.31	H ●.12.31	〇〇次郎	234567	HO.12.31	H●.12.31	〇〇次郎	234567	HO.12.31	H●.12.31

- ※ 上記、穿孔資格者として給水装置工事配管技能者認定証又は給水装置工事配管技能者講習会修了者証を有する者複数名と、φ75以上の給水配管の資格として配水管技能者登録証を有する者複数名記入する事。
- ※ 各資格の更新期日・有効期限については十分に確認のこと。
- ※ 本市ではサドル付分水での分岐工事において口径変更時（φ13mm→φ20mm等）、既設サドルの穿孔穴を利用しての同穴不断水穿孔を原則としています。分岐工事契約事業者となられても、市の判断で同工事技術が不足していると判断した場合については、同工事の施工を不許可としますのでご承知おきください。